

運転適性検査実施要綱の制定について（例規通達）

平成元年 3 月 30 日

本部（運免）第22号

〔沿革〕 平成 6 年 5 月本部（運免）第41号、8 年 8 月第28号、14年 5 月本部（免許）第46号、19年 5 月第35号、20年 5 月第33号、21年 6 月第32号、24年 3 月第18号、29年 3 月第 4 号、令和元年12月第44号、2 年 3 月第12号、3 年 3 月第12号、本部（警務）第19号、5 年 8 月本部（免許）第34号、8 年 3 月第15号改正

この度、運転適性検査実施要綱を別添のとおり制定し、平成元年 5 月 6 日から実施することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、運転適性検査運営要綱の制定について（昭和41年 7 月18日付け免発第120号）及び運転適性検査運営要綱の運用について（昭和41年 7 月18日付け免発第121号）は、廃止する。

別添

運転適性検査実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、身体的又は精神的理由等による自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転不適格者を早期に発見し、交通安全上必要な措置を講ずるとともに、自動車等の運転について必要な適性検査（以下「適性検査」という。）の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 適性検査の種目

適性検査は、次の種目について、その一部又は全部を行うものとする。

- (1) 身体的（生理機能）適性検査
- (2) 精神医学的適性検査
- (3) 心理的（性格）適性検査

第 3 適性検査の対象者

適性検査の対象者は、次の者とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第102条第 1 項から第 5 項まで又は第107条の 4 第 1 項の規定により臨時に適性検査（以下「臨時適性検査」という。）を行う必要があると認められる運転免許を受けた者（以下「運転者」という。）
- (2) 運転適性について相談のあった運転者及び運転免許を受けようとする者（以下「運転者等」という。）

第 4 適性検査対象者の報告

適性検査対象者については、次により報告（運転免許センター長経由）するものとする。

- (1) 所属長は、第 3 の(1)に該当する運転者のうち、法第102条第 4 項若しくは第 5 項又は第107条の 4 第 1 項の規定により臨時適性検査を行う必要があると認められる

ものを発見したときは、運転免許センター長が別に定めるところにより報告すること。

(2) 署長は、身体的理由により道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第1号の規定に基づいて適性検査を受けたい旨の申出が運転者からあったときは、(1)にかかわらず速やかに電話報告すること。

(3) 署長は、第3の(2)に該当する運転者等から安全運転相談を受けたときは、速やかに電話報告すること。

第5 適性検査の通知

運転免許センター長は、第4の報告を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 第4の(1)の発見報告を受けたときは、臨時適性検査対象者名簿（別記様式第4号）を作成した後、新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）第24条に規定する臨時適性検査通知書により運転者に通知すること。

(2) 第4の(2)の報告を受けたときは、身体障害者等適性検査申出受理書（兼安全運転相談表）（別記様式第5号）により受理した後、適性検査の日時、場所その他の必要事項を運転者に通知すること。

(3) 第4の(3)の報告を受けたときは、身体障害者等適性検査申出受理書（兼安全運転相談表）又は精神医学的安全運転相談表（別記様式第6号）により受理した後、適性検査の日時、場所その他の必要事項を運転者等に通知すること。

第6 適性検査の実施者

適性検査は、検査の種目に応じて、次の者が行うものとする。

(1) 身体的適性検査

ア 実車を使用して走行させる適性検査は、運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けた警察職員

イ 上記アによる適性検査の結果、より詳細な判断を要すると認められたときに行う実車を使用して走行させる適性検査は、自動車運転免許技能試験官の指定に関する訓令（昭和55年本部訓令第9号）に定める技能試験官

ウ 実車を使用して走行させる適性検査以外の適性検査は、警察職員又は眼科、耳鼻咽喉科、整形外科等の専門医

(2) 精神医学的適性検査

精神科、神経科、内科等の専門医

(3) 心理的適性検査

警察職員又は心理学専攻者

第7 聴覚障害者に対する臨時適性検査等

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第23条第1項の表聴力の項第1号に定める基準以上に補う補聴器の使用を条件（以下「補聴器条件」という。）として付された運転者が、補聴器を使用することなく、規則第23条第1項の表聴力の項第2号に定める特定後写鏡（以下「特定後写鏡」という。）を使用して準中型自動車及び普通自動車を運転したい旨を申し出た場合の臨時適性検査及び臨時適性検査により適性が確認された者に実施する安全教育については、次のとおりとする。

- (1) 聴覚障害者に対する臨時適性検査の細目（別表 1）に基づいた検査を行う。
- (2) (1)の検査の結果、特定後写鏡を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められたときは、臨時適性検査に引き続き、聴覚障害者に対する安全教育の細目（別表 2）に基づいた教育を行う。

第 8 結果の通知等

- 1 運転免許センター長は、第 4 の(1)の報告の対象者について臨時適性検査を実施したときは、臨時適性検査対象者発見報告に基づく措置結果について（別記様式第 7 号）により、臨時適性検査対象者発見報告を行った所属長及び住所地を管轄する署長に通知するものとする。
- 2 運転免許センター長は、第 4 の(3)の報告の対象者について安全運転相談を終了したときは、当該対象者に対し、安全運転相談終了書（別記様式第 8 号）を交付するものとする。

第 9 秘密の保持

適性検査の結果については、みだりに他人に漏らしてはならない。